期限までに納付しましょう

令和4年度国民健康保険税納税通知書の送付

税制改正などで変更があった賦課限度額や未就学児軽減が適用された内容となっています。内容を確認し、各納期限までに納付をしてください。

▼納付方法

- 口座振替
- 金融機関・コンビニで納付
- 電子決済（LINE Pay、PayPay）で納付

※社会保険などに加入した場合、税額を再計算する必要があります。新しく加入した健康保険証をご用意のうえ、窓口まで届け出てください。

納期限までに納付されないと督促状が発送されます。その後も納付されない場合、差し押えなどの滞納処分が行われると共に、通常より有効期限の短い保険証や病院などでの自己負担が10割の資格者証が交付されます。他にも一部給付が制限されることとなります。確実な納付をお願いします。

▼問い合わせ先
住民課 保険室
☎26・2249（直通）

お気軽にご相談ください
人権擁護委員が委嘱されました

7月1日付で、法務大臣から世古浩貴さんが委嘱されました。任期は3年です。

人権擁護委員は、法務局と連携して相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。また、関心を持ってもらうよう人権啓発活動に尽力されています。

毎月第2木曜日には、老人福祉センターで人権相談を受けています。お気軽にご相談ください。

よろしくお願いします

新任 世古 浩貴さん（下野田）
令和4年7月1日付

ありがとうございました

退任 石関 秀一さん（南下）
令和4年6月30日付

▼問い合わせ先
介護福祉課 福祉室　☎26-2246（直通）

保険証が更新されます

国民健康保険（国保）に関するお知らせ

新しい保険証は、**「紫色」**です。7月中旬に各世帯主あてに送付します。現在の保険証（青色）は、8月1日以降は使用できません。保険室へ返却するか、破棄してください。

新しい保険証が届いたら

記載内容に誤りがないか、人数分の保険証があるかを確認してください。記載内容に誤りがあるときは、保険室へお問い合わせください。

なお、退職や就職、転入・転出などによる国保の加入や離脱には、届け出が必要です。異動があった日から14日以内に届け出をしてください。

保険証と高齢受給者証が1枚になります

8月1日㈪から、国保に加入中の70歳～74歳の人に交付している高齢受給者証が、保険証と一体化し、**「被保険者証兼高齢受給者証」**が交付されます。これまで医療機関を受診する際は、保険証と高齢受給者証の2枚を提示する必要がありましたが、被保険者証兼高齢受給者証1枚で受診ができるようになります。

▼問い合わせ先
住民課 保険室
☎26・2249（直通）

台風が来る前に！
情報の入手方法の確認を

よしおか ほっとメール

登録はこちら

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

URL
https://service.sugumail.com/yoshioka/

URLを入力または二次元バーコードを読み取ってください。

テレビリモコン［d］ボタン
データ放送を通じて、気象情報や、町が発信する防災情報などを見ることができます。
また、群馬テレビのデータ放送では、町からのお知らせなども掲載しています。

問い合わせ先
総務課 協働安全室 ☎26-2243（直通）

保険医療費の自己負担分を助成します

福祉医療制度

まちの花

県内の医療機関を受診する際、健康保険証などにより被保険者である確認を受け**福祉医療費受給資格者証**を提示すると、保険診療の自己負担分が助成されます。対象者および申請に必要なものについては、次の表をご確認ください。

なお、福祉医療制度は、皆さまの税金でまかなわれています。将来にわたり維持していくために、制度の仕組みや目的をご理解のうえ、受診してください。特に**他の公費負担医療制度との併給など**にご協力をお願いいたします。

福祉医療制度の対象者

区　分	対　象　者	申請に必要なもの
子ども ※出生および転入時などに申請	0歳～中学校卒業世代	□健康保険証
	高校生世代の入院者	
重度心身障害者など ※適宜更新が必要です。 ※令和5年8月1日から所得制限基準が導入されます。	障害年金1級	□障害者年金証書 □健康保険証
	身体障害者1.2.3級 ※3級は入院のみ	□身体障害者手帳 □健康保険証
	療育手帳A判定	□療育手帳 □健康保険証
	特別児童扶養手当1級	□特別児童扶養手当証書 □健康保険証
	精神通院医療適用者 ※精神通院のみ	□自立支援医療受給者証 □健康保険証
母子・父子家庭等 ※更新：1年に1度	●母子・父子家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童とその扶養者 ●父母のいない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童 ※いずれも所得税非課税者 ただし、事実上の婚姻関係と同様の事情にある人は該当になりません。	□健康保険証 □戸籍謄本（本籍地が町外の人） □令和4年度の所得課税証明書（1月1日以降に転入した人）

※区分「子ども」の高校生世代の入院者について
医療機関へ自己負担分をお支払い後、以下のものを添付の上、窓口で申請してください。
・領収書（保険診療点数の入ったもの。レシートは不可。）
・通帳など（振込先がわかるもの）
・健康保険証
・社会保険に加入している人は、保険者による支給決定通知書または不支給決定通知書など

母子・父子家庭などの皆さまへ

福祉医療制度の「母子・父子家庭等」に該当する人は、福祉医療費受給資格者証を交付しますので、8月1日㈪までに申請してください。

※現在受給資格者証を交付されている人には、7月中に通知を発送します。

▼問い合わせ先
住民課 保険室
☎26・2249（直通）

健康の保持・増進のため

人間ドック受診への補助金

まちの鳥

人間ドックの受診を希望する人へ、申請により補助金を交付しています。

対象となる人間ドックは、日帰り人間ドック、1泊人間ドックおよび脳ドックです。

※町の健診を受けた場合、人間ドックへの補助金を受けることはできません。

▼対象

国民健康保険（国保）加入者
●受診日現在1年以上国保の被保険者で、30歳以上の人
●申請日時点で国保税を完納している人

後期高齢者医療保険加入者
受診日現在町に住所があり、後期高齢者医療保険料を完納している人

▼医療機関　ご自身で選定

▼助成金額　2万円
※健診料が2万円以下の場合は支払った金額まで

▼申請方法
受診後、左記のものを保険室に持参してください。
□人間ドック健診料の領収書
□健診結果通知表
□口座番号の分かるもの

▼受診期間
令和4年4月1日㈮～令和5年3月31日㈮

▼申請期限
令和5年3月31日㈮
※令和5年3月中に受診した人は、あらかじめ申請期限内に申請し、健診結果通知表は令和5年5月1日㈪までに追加で持参してください。
※申請期限までに申請がない場合、補助金を受けることはできません。

▼申請・問い合わせ先
住民課 保険室
☎26・2249（直通）